

○農林水産省告示第一十号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和三年十一月十八日

財務大臣 鈴木 俊一

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削除する。

改 正 後		改 正 前	
償還期限	利 率	償還期限	利 率
一 (略)	一 (略)	二 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。
八年以下	年一厘六毛	八年以下	年一厘六毛
八年を超えて九年以下	年一厘七毛	九年を超えて九年以下	年一厘七毛
九年を超えて十年以下	年一厘八毛	九年を超えて十年以下	年一厘八毛
十年を超えて十一年以下	年一厘九毛	十年を超えて十一年以下	年一厘九毛
以下	年二厘一毛	以下	年二厘一毛
十一年を超えて十二年以下	年二厘一毛	十二年を超えて十三年以下	年二厘一毛
以下	年二厘一毛	十三年を超えて十三年以下	年二厘一毛
十三年を超えて十四年以下	年二厘三毛	十四年を超えて十四年以下	年二厘三毛
十四年を超えて十五年以下	年二厘五毛	十五年を超えて十五年以下	年二厘五毛
十五年を超えて十五年以下	年三厘	以下	年三厘

償還期限	利 率	償還期限	利 率
八年以下	年一厘六毛	九年以下	年一厘六毛
九年を超えて九年以下	年一厘七毛	九年を超えて九年以下	年一厘七毛
十年を超えて十一年以下	年一厘八毛	十年を超えて十一年以下	年一厘八毛
以下	年二厘一毛	以下	年二厘一毛
十一年を超えて十二年以下	年二厘一毛	十二年を超えて十三年以下	年二厘一毛
以下	年二厘一毛	十三年を超えて十三年以下	年二厘一毛
十四年を超えて十四年以下	年二厘三毛	十五年を超えて十五年以下	年二厘三毛
以下	年三厘	以下	年三厘

償還期限	利 率	償還期限	利 率
九年以下	年一厘六毛	九年以下	年一厘六毛
九年を超えて九年以下	年一厘七毛	九年を超えて九年以下	年一厘七毛
十年を超えて十一年以下	年一厘八毛	十年を超えて十一年以下	年一厘八毛
以下	年二厘一毛	以下	年二厘一毛
十一年を超えて十二年以下	年二厘一毛	十二年を超えて十三年以下	年二厘一毛
以下	年二厘一毛	十三年を超えて十三年以下	年二厘一毛
十四年を超えて十四年以下	年二厘三毛	十五年を超えて十五年以下	年二厘三毛
以下	年三厘	以下	年三厘

登録番号	氏名	登録番号	氏名
422006	水野 華子	422007	星 秀和
422008	渡邊 舜	422009	太田 啓
422010	山田 隆寛	422011	池野谷祐樹
422012	蓮池 高樹	422013	山中 良剛
422014	有田 刚	422015	安澤 武郎
422016	戸崎 喜成	422017	福岡 福誠
422018	丸岡 大記	422019	土信田雅祥
422020	小泉 亮太	422021	栗山 敦

1) 本告示は、公布の日から施行する。
2) 本告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお前前の例による。

○經濟産業省告示第二百一十四号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、令和三年十一月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき公示する。

令和三年十一月十八日

經濟産業大臣 萩生田光一

1) 法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る）のうち、